

News Letter

Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

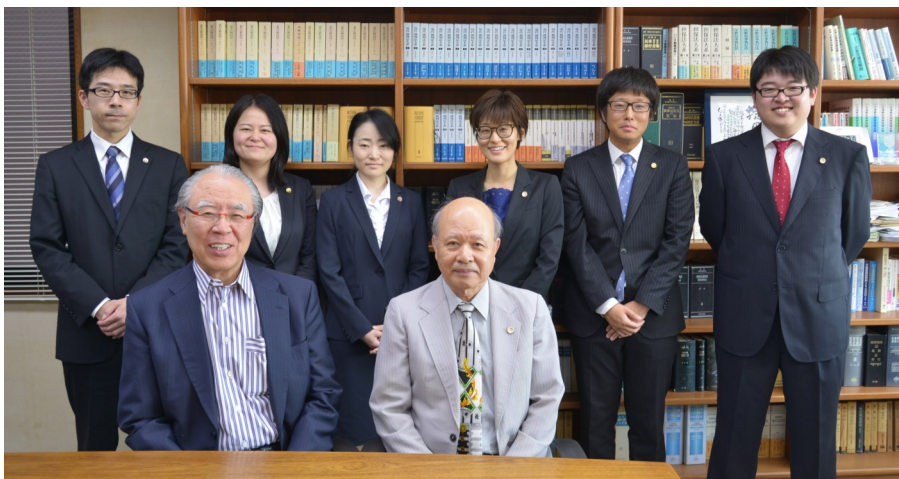
力強い弁護士を迎える

今般、当事務所に、後藤紀一弁護士を迎えました。

後藤弁護士は、会社関係法に詳しく、過去、その著書である「振込・振替の法理と支払取引」(昭和61年・有斐閣発行)は、最高裁平成8年4月26日判決事件の上告理由書に引用され、また、同判決は後藤弁護士の見解と同じ見解をもって判例とするなど、評価されてきた者であるうえ、近時は、独占禁止法にも強い研究意欲をもってきていますので、当事務所には強力な一員になってくれるものと思います。

皆さまには、よろしくお願いいたします。

代表弁護士 菊池 捷 男



目次:

力強い弁護士を迎える.....	1
ご挨拶	2
時代も法制度も、急湍の速さで変化している	2
改正個人情報保護法の狙いとこれからの企業法務.....	3
新著 発刊	4

ご挨拶

初めまして。私は後藤紀一と申します。

広島弁護士会に登録して11年になります。広島には地縁、血縁もないことから、住所を変更した機会に、岡山弁護士会に登録変更し、弁護士法人菊池綜合法律事務所の方に所属させていただくことになりました。

私は長年にわたって学者生活を送ってきました(広島大学名誉教授、法学博士、10年間金融法学会理事)、広島大学の法科大学院では、会社法、金融法、手形小切手法を担当していました。このような経歴から、広島では所属法律事務所(弁護士法人広島綜合法律会計事務所)の弁護士、公認会計士、税理士の方々に私の専門分野につきご相談を受け、対外的には企業の非常勤役員等をしていました。

岡山市は、私の生まれた地であり、親類縁者もいて、多くの学生時代の友人もいる地でもありますので、岡山で活動できることを楽しみにしています。どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 後藤 紀一



きゅうたん

時代も法制度も、急湍の速さで変化している

契約実務を大きく変える改正民法(債権法)の成立を見たのは、5月26日のことです。

個人に関する膨大なビッグデータから抽出する、匿名加工情報を商品化して、新しい産業を創出することを目的とした、改正個人情報保護法が全面施行されたのは、5月30日のことです。

その具体的な施策の一つとして、略称「次世代医療基盤法」が制定されたのは、5月12日のことです。

優良誤認表示などの不当表示に課徴金制度が導入された、改正景品表示法により、初めてとなる課徴金納付命令が出されたのは、1月27日のことです。

また、少し過去に遡りますと、独占禁止法の改正で優越的地位の濫用に対して課徴金が課されることになって初めての審決がなされたのが、平成27年3月26日のことです。

近時の、これら法制度の改正は、急湍の速さにあり、現在、会社は、法の理解不足があれば、数億円、数十億円という規模の課徴金が課される環境下にあるといっても過言ではありません。

当事務所は、新たに、会社法、独占禁止法など会社を巡る法に習熟した後藤紀一弁護士を加えましたので、常にアップデートな法知識を備えて、今まで以上に、精励していく所存です。

弁護士 菊池捷男

改正個人情報保護法の狙いとこれからの企業法務

目的規定に明示

個人情報保護法第1条は、法の目的を定めた規定ですが、改正法では、従前の字句の上に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の」という言葉を付け加えました。

ここからも、改正法の目的が、

- ①個人情報の適正かつ効果的な活用による、新たな産業の創出
 - ②活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現
- にあることは明らかです。

産業化を支えるための新しい法概念を創設

個人に関する膨大なデータ(ビッグデータ)を産業的に活用するため、改正個人情報保護法は、「匿名加工情報」や「匿名加工情報取扱事業者」という概念を導入しました。

匿名加工情報は、個人に関する情報の山から、個人色を払拭したデータのことです。

これからの時代、匿名加工情報は、“21世紀の石油”というにふさわしく、その活用は一大産業を創出するものと思われます。

ビッグデータの漏洩のリスクと「要配慮個人情報」の類別

一方で、膨大な量の個人情報が、利活用目的で収集されることから生ずる漏洩のリスクは、極めて大きな問題になります。それに備えるため、改正個人情報保護法は、従来の個人情報から「要配慮個人情報」を類別し、「要配慮個人情報」については、①あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないこと、また、②オプトアウト手続による第三者への提供はできないことにしています。

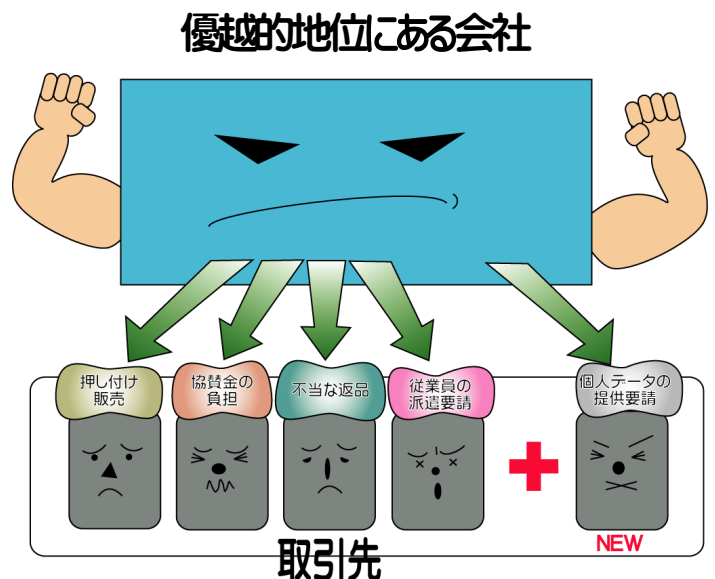
ビッグデータの活用と独占禁止法

本年6月6日、公正取引委員会競争政策研究センターは、個人情報などビッグデータが特定の企業に独占されることを防ぐため、独占禁止法の運用に関する考え方を公表しました。

今後予想される、人工知能(AI)やIOT(Internet of Things)技術の更なる進化と普及が、ビッグデータを保有する企業に、競争上も優位な地位を与えることから、その弊害を生じさせなくするためです。

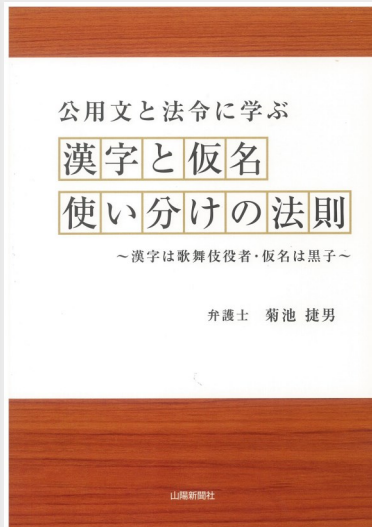
優越的地位にある会社が、安易に、取引先に対し、対価その他の見返りなくして、取引先が保有している個人情報(匿名加工個人情報を含めて)を要求すると、それだけで、独占禁止法に抵触する可能性が生ずるのです。

今後の企業盛衰を左右するのが、ビッグデータの活用であるとすれば、会社は、それまで以上に、個人情報保護法や独占禁止法の知識を備えなければなりません。



新著 発刊!

公用文と法令に学ぶ
漢字と仮名 使い分けの法則
～漢字は歌舞伎役者・仮名は黒子～



著者 弁護士 菊池捷男
発行所 株式会社山陽新聞社
定価 556円+税
2017年4月17日 初版第1刷発行

「…本書は、公用文を書く場合や法令を定める場合、必ず守らなければならない約束事を書いたものですが、その約束事は同時に、一般の文や文章を書く場合にも妥当するものです。本書を、分かりやすい文章を書きたいと願われる、多くの人に読んでいただきたいと思います。」

大手書店で発売中。

当事務所でもお買い求めいただけます。

お気軽にお問い合わせください。

～『漢字と仮名 使い分けの法則』『はじめに』より～



当事務所は迅速・的確・丁寧をモットーに法的サービスを行っています。

〒700-0807

岡山市北区南方一丁目8番14号

Tel : 086-231-3535 Fax : 086-225-8787

受付時間 (月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00)

E-Mail : t-kikuchi@kikuchi-law.jp

ホームページもご覧ください。

<http://www.kikuchi-law.jp>

SEARCH

検索

